

令和6年（2024）9月6日

報道関係各位

猪名川町役場
企画政策課広報戦略室

● 兵庫県下初！廃線路線を継続運行！「杉生線」再スタートへ！ ●

～地域が一体となって旅客運送サービスの継続を図ります～



【概 要】

杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づき、令和6年8月28日付けで兵庫県下で初めて認定されました（近畿運輸局管内では2件目）。

地域旅客運送サービス継続事業とは、乗合バス等の利用状況や経営状況などを鑑み、今後の事業の維持が困難と見込まれる場合に、地方公共団体の支援を受けつつ交通サービスの提供を維持する事業です。

計画に基づき実施される地域旅客運送サービス継続事業は、事業者より猪名川町内を運行するバス路線（杉生線）の退出意向の申出を受けたため、猪名川町が公募し、サービス提供者を選定の上、運送サービスを継続するものです。

令和6年10月1日以降引き続き国の補助金を活用しながら阪急バス（株）と共同で杉生線の運行を継続してまいります。

※詳細は別添資料のとおり

【問合せ】

都市政策課 担当 前田・山上（TEL 072-766-8704）

杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画

- 猪名川町の日生中央駅～杉生間で阪急バス（株）が運行する杉生線（杉生系統）は、沿線人口の減少などにより、利用者が減少したこと等により、運行維持が困難となり、事業者が町へ退出意向（路線廃止）の申出を令和4年（2022年）5月に提出。
- 杉生線（杉生系統）は通勤、高校の通学、買い物、通院など地域生活に欠くことのできない移動手段であり、関係機関との協議・調整、住民意見交換会の開催等をはじめ、路線維持に向けて検討、協議を重ね、路線を維持する地域旅客運送サービス継続事業を活用することとなった。
- 令和6年（2024年）4月に運行予定事業者を公募し、5月に阪急バス（株）に選定。
- 需要規模に応じた運行水準を確保しつつ、地域ニーズ等に対応した路線の見直しによる利便性向上や経営改善による運行継続を目的とした杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画を作成。

杉生線（杉生系統）におけるこれまでの主な経緯

- 杉生線（杉生系統）では、平成30年度（2018年度）に阪急バス（株）から協議の申し入れを受け、町内を運行する公共交通事業者等と協議し、令和2年（2020年）5月から杉生線（阪急バス（株））の杉生～柏原間及び杉生～杉生新田間を運行休止とし、デマンド交通「チョイソコいながわ」に転換する実証運行を開始している。
- これらの取組は、持続可能な交通システムの構築を目指し、阪急バス（株）等の交通事業者と協議し、町の施策として進めてきている。
- しかし、杉生線（杉生系統）の収支の改善には至っておらず、今後も好転する見込みも低いことから、令和4年（2022年）5月に退出意向（路線廃止）の申出を受けた。

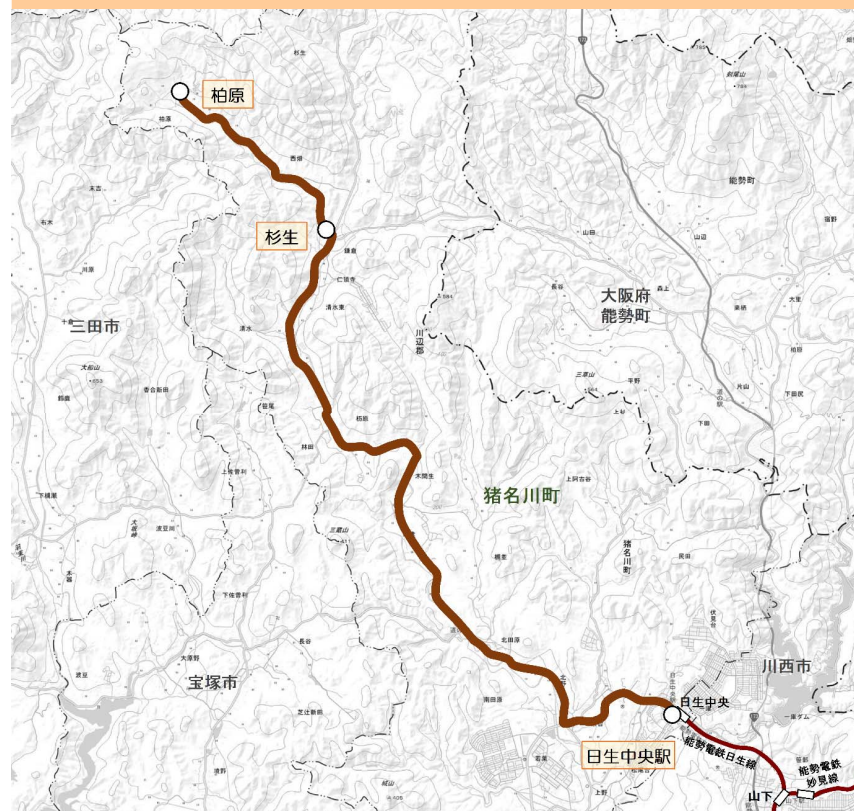
事業概要

- 需要規模に応じた運行水準を確保
- 通勤・通学時間帯は、現行の運行水準を確保するとともに、並行路線であるコミュニティバス「ふれあいバス」と一体的な運行水準確保に向けた見直しを図ることで、地域の移動手段を確保
- 地域のニーズに対応してダイヤ設定を行うとともに、休止中であった杉生から柏原までの路線延伸など大野山への来訪アクセスを確保するなど利便性を向上

事業効果

- 運行の維持が困難な杉生線（阪急バス（株））について、地域旅客運送サービス継続事業を実施することにより、運行を維持・効率化が図られることが期待できる。
- 地域ニーズに対応し、大野山の玄関口となる柏原に乗り入れることで、来訪アクセスの確保による利用者の増加が図られる。

- ・ 運行事業者：阪急バス（株）
- ・ 運行区間：日生中央駅～杉生～柏原
- ・ 実施期間：令和6年（2024年）10月～令和13年（2031年）3月



※国土地理院地図をベースに作成

【参考】地域旅客運送サービス継続事業

地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、路線バス等の**維持が困難な状況を把握**（乗合バス事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ**地域旅客運送サービス継続事業**を位置付け



多様な選択肢を検討の上、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、**法律上の特例措置**（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）

